

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 19 日 (火) 第 304 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 1
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 1
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 391 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大和加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 4 年 4 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 392 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和4年4月19日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成30年3月9日鹿児島県告示第243号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和 4 年 4 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域	区 分
指宿市区域 (指宿漁業協同組合の地区)	(1) 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業 (2) 総トン数10トン未満の漁船により主としてたこかご漁業を営む漁業 (3) 総トン数10トン未満の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 総トン数10トン未満の漁船により主として建網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業 (5) 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業又は総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業 (6) ぶり飼付漁業, 総トン数10トン未満の漁船により

	主として建網漁業を営む漁業及び小型定置漁業を併せ営む漁業又は総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業及び小型定置漁業を併せ営む漁業 (7) 総トン数10トン未満の漁船により主として建網漁業を営む漁業及び小型定置漁業を併せ営む漁業 (8) (1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業
--	---

鹿児島県告示第393号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和4年4月19日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1355号	令和4年4月7日	令和10年4月6日	副産動植物質肥料	肥料 h u	窒素全量 11.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 三道食品	日置市東市来町南神之川370番地

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第38号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年4月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P真シャカRUSH A	マルホン工業株式会社	1P1699
ぱちんこ遊技機	Pゴールデン鳳凰∞～全突アクセルスペック～	マルホン工業株式会社	1P1800
ぱちんこ遊技機	P真シャカRUSH A2	マルホン工業株式会社	2P0009
ぱちんこ遊技機	PLパン三世119AU1Y	株式会社平和	110040
ぱちんこ遊技機	P真・一騎当千FM-V	株式会社大一商会	210005
回胴式遊技機	SピンクパンサーSPXX	山佐株式会社	1S1880
回胴式遊技機	SキャッツアイH6	株式会社平和	2S0146
回胴式遊技機	S開運JAPAN KS	株式会社銀座	1S1942